

市議会
定例会

平成25年度当初予算などを可決

■問い合わせ 総務課 行政係 ☎75-2112

多久市議会3月定例会が、3月1日から22日までの22日間の会期で開かれ、52議案が審議・可決・承認されました。主なものは次のとおりです。

▼平成25年度一般会計予算

歳入歳出総額は、107億8千万円で、前年度当初予算と比較して18億3千万円、14.5%の減額となりました。
(2～5ページをご覧ください)

▼平成24年度一般会計補正予算

諸事業費の確定と執行見込みにより、1億1千29万4千円の減額補正を行いました。
平成24年度予算の歳入歳出総額は、131億9千757万1千円となりました。

▼多久市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

国に準じた退職手当の減額を行うためのもので、平成25年4月1日から施行します。

▼多久市水道事業給水条例の一部を改正する条例

水道料金改定のため、条例の一部を改正するものです。水道料金については、一般用で12.06%、業務用で4.71%、全体で9.89%値下げします。
これは、佐賀西部広域水道企業団の受水単価の値下げと利益剰余金の活用により料金を値下げするものです。平成25年4月1日に改定し、平成25年4月検針分から適用します。

外郭団体の名称が変更になりました

法改正により、財団法人の名称が4月1日から変更になりました。

財団法人 多久市学校給食振興会 → 一般財団法人 多久市学校給食振興会

財団法人 孔子の里 → 公益財団法人 孔子の里

財団法人 多久市体育協会 → 一般財団法人 多久市体育協会

4月1日
から専用水道の申請・届出などの
手続き窓口が市に変わります

■問い合わせ

水道課 工務係 ☎75-3003
市民生活課 生活環境係 ☎75-6117

水道法の改正などにより、これまで県で行っていた下記の事務は、平成25年4月1日から市の窓口で行います。水道の設置や変更で手続きが必要な方は、次のところにご相談ください。

区 分	要 件	担当課
専用水道の申請・届出	専用水道とは、自家用の水道であって、101人以上の居住者、または生活用水の一日最大給水量が20立方メートルを超えるもの	水道課 工務係 ☎75-3003 (4月1日から係名を業務係から工務係へ変更しました)
簡易専用水道の届出	簡易専用水道とは、ビル・マンション等に設置された貯水槽水道で、受水槽の有効容量が10立方メートルを超えるもの	
小規模貯水槽水道の届出	小規模貯水槽水道とは、ビル・マンション等に設置された貯水槽水道で、受水槽の有効容量が10立方メートル以下のもの	
小規模水道の申請・届出	水道水以外の井戸等の自己水を利用したもので、給水対象人口50人以上100人以下のもの	市民生活課 生活環境係 ☎75-6117
飲用井戸に関する相談	通常の家・事業所利用の井戸水で、給水対象人口49人以下のもの	